

第5回「箕面市総合計画策定委員会議」会議録

- 1 **日時** 平成21年(2009年)6月12日(金曜日)午後6時30分から9時10分
- 2 **場所** 箕面市役所本館3階委員会室
- 3 **出席者**
 - (1) 企画専門委員(1号委員3名)
阿部会長、澤木副会長、小野委員
 - (2) 総合計画策定委員(2号委員4名)
片平委員、中井委員、五藤委員、高山委員
 - (3) 総合計画策定委員会議構成員(3号委員5名)
市長政策室長、総務部長、健康福祉部長、みどりまちづくり部長、教育推進部長
 - (4) 分野別策定検討会議部会長(7名)
健康福祉部副部長、総務部次長(市民安全担当)、教育推進部次長、
みどりまちづくり部副部長、市民部副部長、地域振興部次長、
総務部次長(職員・財政経営担当)
 - (5) 分野別策定検討会議政策別ワーキンググループ(リーダー3名)
消防本部警備課長、まちづくり政策課長、農とみどり政策課長、文化スポーツ課長
 - (6) 事務局(総務部総合計画担当3名)
専任副理事、専任参事、担当主査
 - (7) 傍聴者7名

4 会議の概要

1. 開会

第5回箕面市総合計画策定委員会議を開催する。本会議は、公開とする。

会 長： 5月27日に行われた意見交換会について報告させていただく。策定委員会議の市民委員、分野別策定検討会議、箕面市民会議のみなさんで活発な意見交換を行った。意見交換会で出た意見の特に重要なポイントについて述べ、どのように基本構想、基本計画に反映させていくべきかお諮りしたい。

提言書の内容を取り上げなかった理由を明確に示してほしい。

取り上げない場合はその理由をできるだけ明確に示すということで、資料4にあるように、質問・意見とそれに対する回答・今後の対応が対照できる形で示していくことが確認された。

市民や事業者の役割をもっと書き込んでほしい。

目標ごとに、各主体の主な役割を記述していくことを前提とした上で、行政だ

けではなく、市民、事業者、自治会やNPOなど行政以外の主体の役割をより明確にしていくという方法で対応していきたい。

事業費を考慮してほしい。

現時点では財政推計を明確に示せないために個別事業費も出せない状況になっている。

10年後にどんなまちになるのかイメージできない。

施策を実施し、計画が達成された時に箕面がどんなまちになっているのかを示した方が市民にとって分かりやすい計画になるという意見について、基本構想、基本計画のどこにどのように盛り込んでいくのか、委員のみなさんのご意見をお聞きしたい。

自治基本条例の制定が書かれていないのはなぜか

あまり機能しない条例を作るよりもむしろ、協働をより積み上げていくことが大事だという意見と、市民と行政が共有するルール作りをめざしていくことは、自治基本条例という言葉を使わなくても書き込むべきという意見があった。どちらかと言えば、分野ごとに協働を進めていくことを強調する形になると思うが、ご議論いただきたい。

基本計画の「現状と課題」について

箕面の現状となぜこういう状態になったのかを客観的に出し、そこをスタートラインとして一緒にやろうという呼びかけを出して欲しいという意見を踏まえ、現状の原因の分析まで書くべきかなど、後半の基本計画の議論の中でご意見をいただきたい。

基本計画に盛り込まれていた地域別計画を基本構想に入れなくていいのか

基本構想では箕面全体のことを考えているが、市域全体の土地利用計画という形では書けるのではないかという意見があった。基本計画の第2章に都市構造のイメージが追加されているが、それを基本構想の中に入れるか、各地域別の土地利用計画を入れるか、ご意見をいただきたい。

計画の進行管理について

基本構想第1章第4節で、計画の進行管理は行政評価によって明らかにしていくと書かれているが、現在行われている行政評価の形でやるのか、新しい仕組みを作っていくのかは今後議論していくことが確認された。

まず、10年後の姿、つまり基本計画が実現された時に箕面のまちがどうなっているのかをどこにどのように書いていけばよいのかについて、ご意見をいただきたい。事前提出意見にも関係があるようなので簡単に説明していただきたい。

2号委員： 基本構想の第4章は、目標ごとに前段の総論と後段の目標達成のための基本方向で構成されているが、重複している内容が多くインパクトに欠ける。両者で同じような語句が出てきて、初めて読む人には分かりにくい。前々回の会議後に、

「基本構想の第4章、5章は、行政主導の従来型の目標や方針になっており、市民主体、市民参加、市民協働のトーンが大幅に後退している」という意見を出したが、今の構成にするなら、前半を少しコンパクトにして後半できっちりと施策を書き込むか、あるいは、前半で詳しく書いて後段は10年後の姿を中心に書いてはどうか。中身的には市民協働、市民が主役という形になっていない所がある。

会長： 基本構想の各目標についての前半部分の記述と後半部分の箇条書きの所を整理することによって、前半部分と後半部分のどちらかに10年後の姿を盛り込んでいったらどうかという点についてはいかがか。

2号委員： 今の基本構想には方策が書いてあるが、目標なので、抽象的になっても理念、考え方、発想などに力点を置き、何が課題かを明らかにしていく、つまり why と what に力点を置いた文章にした方が、分かりやすいと思う。10年後の姿は前半部分の記述を整理して入れてはどうか。

基本的に基本構想というのは演繹的な手法なので、何か方策を積み重ねた結果、最終こうなるという方向ではなく、思い切った仮説、ゴールイメージにもっと特化して書いた方が分かりやすいのではないか。

1号委員： 基本構想は演繹的な手法で書いたらどうかということで考えると、第3章第1節の将来都市像の所に、目標が達成できたらこんなまちになるということを書くのも一つの方法ではないか。第4章の各節の後に、10年後の姿を掲出することは絶対必要だと思うが、将来都市像の節でも紹介してはどうか。

会長： 確かに、最も一般的に10年後のゴールを示すのが将来都市像なので、そこで実際に10年後のまちはこうなっているということを書くことは必要かもしれない。大きな構成変更になるが、書けるかどうか検討していく。

2号委員： 読んだ市民が、箕面のまちがどう変わるかを十分イメージできないという点については同意見である。ある程度の年齢の人間が見て、行政の仕組みが分からなくても、分かりやすいキーワードがあれば、もう少し市民にとって親しみやすいものになると思う。平易でも市民の心に刺さるような表現ができれば、市民がイメージできるということに近づくとと思う。

会長： 基本構想第4章の「目標達成のための基本方向」の前の文章を、もう少し内容を整理して、市民に分かりやすい記述を心がけるとともに、その中で、10年後の箕面のまちはこうなっているというゴール、到達点を示していく。その上で、可能であれば、将来構想の将来都市像の所で、全体を集約する形で書ければ書き込むこととし、二段階で対応していく。

他の意見については、基本構想、基本計画について議論する中でもう一度確認し、方向を決めていく。

2. 案件

(1) 基本構想(案)について

「事務局説明」資料2

- ・第2章第1節 時代の潮流とまちづくりの課題のうち、3.地球温暖化問題の深刻化と4.少子高齢化と人口減少の文章を修正。
- ・第2章第2節 まちづくりの基本となる考え方の所では「箕面のあした」という言葉は使わず、第1節で示したような社会情勢があるからこそ、大事にしなければならない考え方として、箕面の魅力アップと「自助」・「共助」・「公助」の役割分担を基本方針として位置づけ、それらをふまえた上でめざすべき将来都市像を第3章第1節で設定するという一つの流れができるように、文章を追加・修正。
- ・第3章第1節 将来都市像に込めた想いの文章を箇条書きで説明するような形に修正。
- ・スパイラルアップの図は第3章第1節の後ろに移動させた。この図は、箕面の魅力アップが好循環を生み出すことを図解したもののなので、全てを表現するのは難しい。図が必要どうかも含めてご議論いただきたい。
- ・第3章第2節 将来人口 文章を修正。
- ・第4章の冒頭の文章の1行目から2行目、第2章第2節の本文4行目に、政策・施策全体を貫く視点、まちづくりの前提として、人権の尊重という言葉を追加。
- ・第4章では、基本計画で政策・施策体系を作成した関係で、主に目標達成のための基本方向の所が修正されている。その他の修正は資料4のとおり。
- ・第5章 参加と参画の使い分けについてはいろいろな意見があるので、策定委員会議としてどうしていくのかご議論いただきたい。

会長： 構成上の大きな修正としては、「箕面のあした」という言葉を、第2章第2節のまちづくりの基本となる考え方の段階ではなく、第3章第1節の将来都市像の所で出すこととし、それに伴って、これまで第2章第2節と第3章第1節の間にあったスパイラルアップの図を将来都市像の後に持って来ている。スパイラルアップの図がいるのかどうかも含めてご意見をいただきたい。

基本的人権の尊重についての言葉の追加については、人権尊重の理念を今後も大事にしていくということは、その通りだろうということで、案どおりとする。

1号委員： スパイラルアップの図はあった方がよいが、第2章第2節の内容を説明しているので、「箕面のあした」という表現を替えて、元の位置に戻す方がよい。

2号委員： スパイラルアップの行き着く先として、「ひとが元気、まちが元気、やまが元気」とか、何か入れたほうがよい。位置としては将来都市像の後になる。

1号委員： 何を重要視するかで、どこに入れるかが変わってくる。「ひとが元気、まちが元気、やまが元気」や、「箕面のあした」というものを強調するならば、第3章第1節の後でいいが、スパイラルアップの手法を強調するならば、第2章第2節の後になる。ここでは目標を強調する方がふさわしい気もする。

会 長： 市民の目線で一目瞭然で分かることが計画として大事なことなので、図は多用した方がよい。第2章第2節で箕面の魅力アップと自助・共助・公助の役割分担という基本方針を示し、第3章で将来都市像として「ひとが元気、まちが元気、やまが元気～みんなでつくる「箕面のあした」～」を示し、それらをふまえた上で、全体のプロセスと目標・ゴールを一緒に表した図を示すという流れになる。
参加・参画という言葉について、なるべく参画という言葉で統一して、より主体的、自立的に市民が関わっていくことを強調する形にした方がよいか。

2号委員： 協働には事業協働と政策協働の2つの側面があるが、参加という場合、事業協働や事業への出席というレベルで捉えがちで、政策立案に市民自身が積極的に参画していくイメージが湧かない。他の自治体でもあえて参画という言葉を使っている所もあるので、やはり参画という言葉を入れていった方がよい。基本計画の各主体の主な役割の所で、行政の役割として、政策推進にあたっては市民の参画に取り組むという内容がすべての政策に入ってもいいくらいだと思っている。

会 長： 第5章第2節で「R P D C Aの各段階において市民参加の機会を増やします」と書かれているが、事業協働だけではなく、政策立案の段階でも市民が積極的にかかわる仕組みを作っていこうという意味も込められている。今の意見をまとめると、そういう市民の主体性、積極性をもっと強調する意味で、ここは「市民参加の機会」ではなく、「市民参画の機会」に変えていくことになる。

2号委員： 参画は政策を策定する段階から入る、参加はそこで決まったことを一緒にやるという、日本語として全く違う意味の言葉である。参画は非常に能動的な意味で、参加は受動的な意味である。厳密に分けにくい部分はあるが、できればはっきり区別した方がよい。

1号委員： 兵庫県では10年以上前から参画と協働をキャッチフレーズにしている。文章の中で参画を謳うのではなく、むしろ第5章第1節の「参加と協働のまちづくりに関する方針」というタイトル自身を「参画と協働のまちづくり」に替えてしまって、文章の中では、行政主導で市民の方には参加いただくものや、地域での清掃活動のように、多くの人は参加だというものは「参加」と使い分けていかないと明確にならない。

2号委員： 言葉を難しくして市民から離れたものにするよりは、市民が分かりやすいものを作った方が、ゆくゆくは市民と本当に共有できるものになる。参画と言われてもピンとこない市民も結構いると思う。作ることが目的ではなく、市をよくすることが目的なので、市民の立場に立って、より多くの市民が分かりやすく、積極的に参加してみようと思えるものにした方が良いと思う。

3号委員： 本来の趣旨は、できるだけ多くの市民にかかわっていただくことである。参画という言葉を使うと権利義務関係のイメージが非常に強いという印象がある。第5章第2節で「多様な市民の意見を施政に反映し、市民が主体的にかかわれる仕組みづくり」という形で補強されているし、参加とした方がより裾野の広がりがあると感じる。

2号委員： 例えば、協働という言葉は国が使い出したが、今は自治体でもみんな使っている。市民にその概念がどれだけ広がっているかは別問題だが、重要な理念を持っている概念については入れざるを得ないと思う。市民が行政施策にもっと前向きに参画していくまちがめざすべき方向だと思うので、地域経営のバイブルとしての基本構想には、より積極的な参画という言葉ははずせないと思う。

会 長： まだ参画という言葉はあまりこなれていないから参加で通すのか、こなれていなくてもこれまでの参加を超えた何かを実現していこうという意味を込めて参画という言葉を取って使うのか、判断が難しい。

1号委員： 能動的、積極的な姿勢を打ち出すという意味で、参画という言葉を使っただ方が良いという気がする。他にもいろいろな言葉が出てきているし、参画という言葉は、ある程度は認知された内容ではないかと思う。

2号委員： 住民一人一人だけではなく、事業所、NPO、市民団体など団体市民も含めてまちづくりに参画する時代こそが、これからの10年だと思う。団体市民も含めて、いろいろな政策・施策に参画するという積極的な謳い方が重要だと思う。

会 長： 一つの提案だが、基本構想で参画という言葉を使った意味が分かるようなフレーズを入れてはどうか。例えば第5章第1節に「行政からの求めに応じて受け身で参加するだけでなく、自ら積極的に参画していく」といった一節を入れれば、参画というのは、より積極性をもって自分から何かを呼びかけていくことも意味することが分かるのではないか。

2号委員： 参画という言葉を使うなら、積極的な参加のように、平易な言葉で補足しても

らえると分かりやすくなると思う。

会 長： 参画という言葉を使う意味が分かるように、少し書きぶりを変え、その上で参画という言葉を経験的・能動的な関与を意味するものとして使っていくことで対応する。

2号委員： 市民会議の提言書の細かなことにこだわる必要はないが、提言書の基本的な考え方である市民協働、市民主体ということを見逃してはならないということをもう一度確認しておく。

人口推計については、今までの計画でも人口の実態が予測から大きく外れたために、財政状況の悪化などいろいろな問題が起こっているため、直近の人口からきちんと見直すということを確認いただきたい。

事務局： 人口推計のデータは、平成 20 年 3 月時点で事業者側が決定したもので、基本的に人口の張り付きに変更はない。なおかつ、平成 20 年 3 月から 1 年を経過した平成 21 年 3 月現在の人口をみると、住民基本台帳ベースで計画よりも若干上回っている状況なので、現段階では見直すという状況には至っていない。

2号委員： 将来人口の数字そのものを具体的な施策にリンクするのは、やや危険だと思う。2020 年度の箕面市の人口を 13 万 7 千人と推定することは、一つのビジョンとしては可能なので、慎重なマネジメントが必要などの書き方に切り替えれば問題解決できるのではないか。

会 長： 人口は都市経営にとって前提としなくてはならないものではなく、積極的な都市経営を行っていくことによって人口を増やしていくという意味で、計画の目標としても捉えるという、二重の位置づけが重要なポイントである。もちろん計画した人口が計画倒れに終わる危険性は確かにあるし、実際に計画が進行し始める段階であまりにも現実味がない場合は修正する必要があると思うが、めざすべき都市のイメージの中に人口も入っているという構造なので、期待含みの人口だということではよいと思う。

2号委員： 新市街地の人口が期待どおり増えなければ税収も大幅に減るという問題があるので、余程注意しなければならない。第四次総合計画の第 3 期実施計画は 2 年前に発行されたが、人口見通しが大幅に狂ったために、緊急プランなど市民は大変苦しい思いをしている。人口は、特に財政問題を考えるときに非常に重要な要素になると思うので、計画がスタートする時からもう人口が何千人も狂っているということでは、策定委員として恥ずかしいという気持ちがある。

3号委員： 新市街地に限って言えば、土地の使用収益がされれば、人が住んでいなくても固定資産税と都市計画税は入ってくる。

2号委員： 新市街地の人口が増えることだけが、税収アップにつながるわけではなく、ワーキングマザーを如何に支援するかということに目を向けることも大事だと思う。女性が働き続ければそれだけ税収は減らないし、箕面市は学童保育や保育所に関して、他市に住んでいる人から羨ましがられることもあるので、子育て支援策によって収入の高い家庭が来れば税収は増える。

会 長： 最終的に計画を固める段階で、直近の実数値を反映させることになると思う。建物が建てば空き家でも固定資産税は入ってくるが、住民税は入ってこないの、全く影響しないわけではない。それを踏まえた上で慎重な検討をしていただく。

2号委員： 第4章第1節の目標達成のための基本方向(1)の3番目に「市立病院は医師の確保に努め、24時間の救急医療体制を維持するとともに、経営改革を進め、地域に良質な医療を提供します。」とあるが、もう少し市立病院としての機能の重要性をしっかりと書き込んだ方がよいと思う。特に昨今、市立病院への繰出金が大幅に削られ、病院の予算は大幅に赤字が増えているという予算がたてられているということは、市立病院が軽視されているという印象を持つ市民もいるので、もっと丁寧に書いた方がよいと思う。

3号委員： 市立病院は、地域医療の中核病院としての位置づけを今後とも堅持するという方向性の中で運営していこうと考えている。今後の病院運営を考えた時に、一つの公営企業体として経営の改善を図ると同時に、市立病院が担うべき公的な医療サービスを充実させるための取組の結果として、繰出金に依拠しない独立採算の公立病院としての経営をめざそうと取り組んでいることはご理解いただきたい。

会 長： 市立病院を含めて箕面市の医療システムを全体として今後どのように維持していくのかということについてご説明いただきたい。

部会長： 医療全体について、意見交換会の後もう一度意見交換の時間を取った。結果としては、医療、福祉介護、かかりつけ医、救急などの問題提起を受けており、それらを踏まえて基本構想、基本計画の修正作業をしている。医療・市立病院の位置づけについても、トータルでもう少し工夫できないか検討中である。

2号委員： 箕面市の要介護の予測に基づく介護体制の見通しをしっかりと押さえる必要がある。市民にとっては一番不安な点である。(3)、(4)については、基本方向の見出しが、抽象的な表現になっているので、これも含めて検討いただきたい。

会 長： 基本計画を財政見通しを踏まえながら再検討する中で、基本構想も若干修正せざるを得ないこともあるだろうと思う。そのような形で基本構想と基本計画をリンクさせていただきたい。

2号委員： 例えば将来の要介護の予測と、それに伴うケアの体制など、課題として押さえていくことが非常に重要ではないか。すべてを公が財政出動してやるという発想自身が間違っているんじゃないかという視点でご検討いただきたい。

会 長： 特に今回の総合計画は行政だけの計画ではなく、市民や事業者が共に担っていく、まちづくりの計画であり地域経営の計画だという理解なので、財政上の制約からできない部分は市民の自助・共助に期待せざるを得ないということは、むしろ出てきた方が良くと思う。それが市民の役割、事業者の役割、NPOの役割につながっていく。自助・共助の大切さが改めて確認されるような内容で書くことは、むしろよいことだと思う。

(3) 基本計画(案)について

「事務局説明」(資料3)

- ・第2章 当初「人口と財政」という章立てにしていたが、「基本計画の基礎的条件」と再構成し、第1節に都市構造として、考え方とイメージ図を入れた。第2節は人口推計、第3節の財政推計は、前回の会議でも、1年先の経済状況も見通せない中で、どういう推計ができるのかという意見をいただいたが、実際作業が遅れている。
- ・第3章 計画の体系は、5つの目標にぶら下がる政策・施策の体系を整理したもの。一部空欄になっている所は現在作成中である。
- ・第4章 分野別計画は、2番の各主体の役割と3番の政策の方向を入れ替えて整理をした。10・11ページの図解は最終的に修正する。
- ・成果指標等で一部入っていない所は、現在精査中のため次回に示す。
- ・1番の現状と課題の所で、もう少し裏面の現状と課題に絞ったらどうかという意見をふまえて修正。
- ・第5章 地域別の特性と今後の施策展開の所では、表現の統一や調整をして文章を修正。

会 長： 目標1は市民会議と意見交換をして修正中とのことなので、今回は目標5からご意見をいただきたい。前回とは全体の構成が変わっていて、まず現状と課題があって、その後に政策の方向を示し、その上で各主体の役割、成果指標をあげるという順番になっている。

2号委員： 議会のことを総合計画に書くことは全然おかしくないと思うので、協働の重要な担い手、市民の意思を的確に反映できる仕組みとして明確に書くべきだと思う。

5 - (3) の施策 「市民の意見を把握するチャンネルを多様化します」では、アンケート手法の多様化、懇談会や出前説明会などの意見交換の場の充実で市政に反映させますとあるが、単に市民の参加を求めるような仕組みばかりである。提言書では「まちづくり市民会議」の設置を提言しており、市民が積極的に参加できる仕組みを作るとはっきり記述してほしい。

5 - (3) の施策 は財政、予算の問題だが、市民に分かりやすく説明するのは当然として、市民の意思を一層反映させるということではなければ意味がない。

成果指標については、政策が達成できたかできていないかを表すような指標が全く出てこないケースがある。基本方針に「市役所の業務を効率化し、組織も人もスリム化します」とあれば、市役所の行政職員を何割減らすとか、財政を健全化するなら、10年後には経常収支比率を90%にするとか、そういったことを明確に書く必要がある。一般の市民が見た場合に、成果指標を見ればどうなるかよく分かるので、非常に重要だと思う。

会 長： 市民会議の提言の中での議会は、まちづくりの担い手として非常に重要なポジションを占めているので、みんなが公共を担うという時に、その中に議会が入っていないのはおかしいという認識だった。議会の役割を総計に書き込むことについて、行政の側の見解をご説明いただきたい。

事務局： 議会については第2回でも議論になり、保留になっている。再度策定委員会議でご議論いただくか、総合計画審議会では市議会議員が委員として入るので、審議会での議論に委ねるというのも一つの考え方である。基本構想の策定を規定した地方自治法では、議決機関と執行機関を明確に区分している。他市の総合計画でも議会の役割に触れたものはないように思う。

会 長： この委員会で最初に確認したことは、狭い意味での行政計画を超えるものを作っていこうということであった。そのような意味では市民の役割、自治会やNPOの役割、事業者の役割などが書かれているという点において、既に従来型の行政計画の範疇を超えていて、それが前提になっている。その上で、地域の担い手、公共の担い手として、市民の代表である議会についても書いていいのではないかという見方もできる。

2号委員： 議会の本来の役割がどうあるかということではなく、議会でどんなことが行われているのかを市民に知らせる仕組みや、市民との対話ができる仕組みを作るという意味である。

会 長： 今何が市政に関して問題になっているかを市民に分かりやすく伝えることは、行政だけの役割ではなく、市政に関する予算や条例を議論する議会の役割でもあ

る。策定委員会議としては議会の役割も盛り込むべきだということだけを確認しておいて、実際の検討は審議会ですべてといただくという方法もあるし、逆に総合計画とは切り離して、議会のことは議会で何か考えていただくという方法もある。

2号委員： 審議会、議会で議論していただいて、議会については盛り込まないという結論になればやむを得ないが、策定委員会議として始めから入れないのではなく、議会についても入れておくということにした方がよい。

会 長： 議会が議決機関としての役割を果たすことは、ある意味当然のことで、それを超えて、公共の担い手としての役割ということを書いていくということになる。

2号委員： 基本構想の自助・共助・公助の役割分担の所には議会も入っている。議会について盛り込まないならここも削るべきだろう。一貫した方針の問題だと思う。私の意見としては入れたいと思う。

事務局： 今ご指摘いただいた所は、上段の方でまちづくり理念条例の説明をしている部分で出てくる。その下の自助・共助・公助の所は、それを受けた話である。

部会長： 議会が市民や行政と協働してやっていかなければならないのは議員代表制の中で当然のことである。議員としての活動の中で、市政の報告をしていくということのも当然だと思う。議会の役割について、何を総合計画の中で規定していくのかは、総合計画審議会の中で、議会を代表して来られる議員の意見を聞きながら、ご議論いただくのが一番よいと思う。

会 長： 市民会議の意見としては、議会は「みんなで作るまちづくり」の「みんな」のうちの一つの機関であって、議会の資質というよりも市民との対話、市民との協働に努めることを書いた方が、議会を尊重することになるということだったと思う。策定委員会議としては、目標5の中に議会と市民との対話、市民への情報提供に努めることを書く方法と、そういう要望があったということを議事録に記録しておいて、実際の記述は審議会に委ねるという方法がある。

1号委員： 積極的な姿勢を示すという点では、何かしら表現として盛り込む方がよい。審議会で議論していただくベースにもなる。

2号委員： 第5章第2節に「市の財政状況を市民にわかりやすく公表し」とあるが、市民が地域に参画していく前提はやはり情報だと思うので、財政問題だけではなく、市や地域社会の現状ということも入れた方がよい。箕面市は今こういう状況だという情報をもっとあれば市民の意識はもっと高くなるし、自助的なマネジメント

ができるような構造になると思う。やや脱線したが、地域経営に関する方針の中でそういうことも押さえたかどうかと思う。

会 長： 地域経営に関わるより広い範囲の情報を行政と市民が共有していくために、行政は定期的な情報提供に努めるということを強調していく。これは議会についても言える。

2号委員： この基本計画は、問題点の分析がなく、解決策もない。どうやって進めるかというのはあるが、例えば自治会の加入率が悪いのはなぜなのか分析をして、どうすれば解決するのかということを示さなければ、結局絵に描いた餅になってしまう。行政の方がそこまで手が回らないのであれば、市民会議の提言書にあるような、まちづくりに関する調査・研究を行い、市のシンクタンクとしての機能も果たす「まちづくり市民会議」のようなシステムが必要だと思う。行政の中なのか外なのか分からないが、あって然るべきだと思う。

会 長： 2つのポイントがあって、1つはどうすればいいのかということをもう少し示してほしいということで、自治会に関しては市民が主役となって頑張らないと加入率は上がらないという側面が非常に強いので難しいが、一方で、行政の側に案があれば積極的に示していただきたいということである。

もう1つは、もっと市民と行政との協働、参画の場を実効的なものとして制度化していくことが必要ではないかという意見である。

2号委員： 市民会議の分科会としては、小学校区という広いエリアで社会問題が解決するような形をめざして、地域住民と行政が協働でやってはどうかという提言をした。この機会に新たにもっと掘り下げた計画を策定していこうという動きがあればお教えいただきたい。NPOに関しては、市民活動センターのような、各団体に統合的な支援ができる機能こそが今後のまちづくりに重要だと提案した。いずれも案からは抜けている。コミュニティの所についてはもう少しプロセスの所を掘り下げてできるように、組織化して進めていただきたい。

3号委員： 成果指標の所は、改めてみなさんのご意見を聞かせていただいた中で、もう少し具体性が書けるかどうかとも後で検討したい。

会 長： 小学校区単位の地域自治の制度化をめざすということは5 - (1)の中に書かれている。そのゴールに向かって、市民と協働で作業を行っていくことが大事だという意見で、他の施策でも、その実現のプロセスに市民がかかわっていくことが大事だと思われるものがあれば、もう少し強調して書くことが必要である。

新しい協働の可能性が広がっているので、そうしたものを活用して、市民が公

共的な事柄にかかわれるような仕組みを作ることも大事なことになるだろう。

予算関係、財政関係の指標をどこまで入れていくのか、行政の側の認識をお聞かせいただきたい。

部会長： 個別の計画が充足されているかどうかは、その計画それぞれでやっていると思う。行財政改革にかかる部分は、まずは大きな目標の設定をして、たたき台について市民のご意見を承りながら協働でやっていっているというのが現状である。そのような意味で、総合計画の基本計画の中に個別具体のものを入れるのではなく、今後その都度作っていく行革関連の計画の中に落とし込むということで考えている。

1号委員： 成果指標が達成されたら、施策がうまくいっているのかというリンクが不十分ではないか。例えば、5-(3)の所で、公共サービスを担う地域団体、NPOの数という成果指標であれば、これが増えることによって、公的な行財政運営が行えますというような、分析のようなものを施策の内容に盛り込んでもらおうと、理解が深まるのではないかと思う。

部会長： 成果指標と施策の内容が十分リンクできていないという所と、政策の方向性と施策の内容のリンクについて再度検討していきたい。行革の関係で補足だが、経常収支比率など、財政にかかわるものを成果指標として設定するのは難しいので、検討させていただきたい。

会 長： 成果指標と政策の方向との関連はすべての目標に関わってくる話で、もちろんすべての目標に関して数値化できる指標というのは限られているが、なぜこの成果指標があげられているのかが、政策の方向や施策の内容とかに入れられるのであれば、検討していただきたい。それから、財政的な指標もあるかどうかは検討していただきたい。

3号委員： 5-(3)の施策の 財政状況の情報提供を積極的に行いますという所の趣旨は、財政状況を含めた情報提供をどういう形で、どういう内容で積極的にやっていくかということだろうと思うので、経常収支比率が即成果指標になるかどうか検討させていただきたい。

会 長： 情報提供というのは施策体系では枝で、市民とともに行政は無駄のない経営を進め、ということが幹なので、ただ市民に分かりやすく情報を出せば、それで行政の役割は果たされているということではなく、やはり無駄のない経営が根幹をなすことなので、そこは外れないようお願いしたい。

2号委員： 経常収支比率などの指標的なことは全般にまたがる大きな問題なので、始めの財政推計のところできちんと押さえたかどうか。

会 長： 財政推計に何を盛り込むかは非常に大きな問題で、税収見通しだけを入れるというのが一番当たり障りがないが、どんな推計を出そうとしているのかご説明いただきたい。

事務局： 当初は歳入だけの部分を見て、だいたい5年なら5年の推移はどうかというのを考えていた。しかし、厳しい財政状況を示すためには、一定歳出の部分も必要だろうということで、歳出のどの辺まで出せるのかを精査していただいている状況である。

会 長： 歳出を出すならば、行政として行財政改革の努力が反映した結果としての歳出みたいなものになっていくのか。

部会長： 歳出の推計を出すことについては悩んでいる。歳入の固定的に入ってくる部分を示すことは可能だと思うが、住民税がどれくらい落ちるかすらわからない状況で、ここに数字として表すのは何の意味もなさない。第2章第3節は、例えば、現状で歳入として見込まれるのはどういう状況かということの参考的な資料と考えている。政策別事業費にしても、5年のスパンの中では大きく変わってくるので、前期5カ年の基本計画として出すことは非常に難しい。

2号委員： 総合計画は一つのビジョンでもあるので、定量的な数字をきちっとあげた方が、総合計画として意味をなすと思う。ローリング方式で実績を見ながら見直していったらいいので、10年後にめざすものは明確にした方が市民も分かりやすいし、行政運営もやりやすいのではないかと思う。目標値を決められないということであれば、95%から90%の間でというような目標になることもあるかもしれない。

会 長： それが決まることで市立病院への繰出がどれくらい可能なのかといった問題にかかわってくる。財政ですべてに関わることで非常に難しいとは思いますが、可能な限り見えやすい指標を出していただきたい。

3号委員： 具体的な数字は現実的にあまり意味をなさないといった前提の中で、例えば一定の数値の表し方ということではなく考え方ということになるかもしれないが、ご指摘いただいた点を踏まえて検討してみたい。

会 長： 現在の段階で、目標の1から4までについて、この点をもう少し注意していただきたいというものがあれば、ご意見をお出しいただきたい。

2号委員： 先ほど目標5の中で、まちづくり市民会議のようなものの設置を明確に書くべきであると言ったが、それに対して反対のご意見がないので、決定でよろしいか。

部会長： まちづくり市民会議については、分野別の中で議論させていただきたいし、この策定委員会議の中でも一定のご議論をいただいた上で、持ち帰りたい。

会 長： 市民と行政との協働の場としての市民会議的なものを恒常的な組織として設置し、場合によっては総合計画の進行管理にも関わっていく可能性もあるというような組織を目標5の中に盛り込んでいくということについて、特に意見がなければ積極的に検討していただくことにしたい。

3号委員： 全体的な今後の関わり方の中で非常に重要なポイントだと思っていて、少し協議させてもらいたいと思うので、お時間をいただきたい。

会 長： もし無理であれば無理な理由をわかりやすい形で示してほしい。

部会長： いわゆる市長の諮問機関として条例設置された市民会議については、箕面市では市民参加条例の中で、いろいろな機関や意見反映をしていく仕組みが作られてきており、会議ということではなくて参画をする仕組みの充実という表現のほうがよいのではないか。

会 長： 何が可能かということを充分ご検討いただく。

2号委員： 単に充実という言い方をするよりは、市民が参画するようなような仕組み、まちづくり市民会議という名称はともかく、そのような機能の機関を作るとはっきり計画に書いた方が実現する。

部会長： 充実のレベルが分からないというのはよく分かるが、会議という一つの仮称であれ、固有名詞的な書き方をするのかは検討させていただきたい。個々の施策とリンクするような形での指標化はしていきたいと思っている。

2号委員： 市民会議のような会議があるということだが、その会議があってもなぜ問題点が解決されないのかを分析して、どういうところを改善すれば解決するのか、市民と一緒にシンクタンクのようなことができないのかを市民は知りたいと思う。

部会長： 自治会の加入率が上がらないのはなぜか、など解決されないこともあるが、一方で、例えば行政評価・改革推進委員会の中でご議論いただいて、平成14年度以

降経営再生プログラムと、集中改革プラン、緊急プランを作って成果も上がってきているということをご理解いただきたい。できなかったことの事象はいろいろあるが、総論的、抽象的になるとますます分かりにくくなるのではないか。

2号委員： 市民意識調査の中の、現在の市政に市民の意向がどの程度反映されていると考えているかという設問で、あまり反映されていない、全く反映されていないという人が54%で過半数である。これを逆転させて、過半数の市民が市政に市民の意見が反映されていると思うようにしていかなければならない。そのための具体的な仕組みをできるだけ総合計画に盛り込んで実行していくことが大事だと思う。

2号委員： この計画を見た人に参加したいと思わせることが大事なことのひとつだと思う。具体的で面白そうなもの、分かりやすいものであれば、市民にも読んでもらいやすいという気がする。

(3) その他

会 長： 大幅な変更を伴うような意見を出せる機会が、実質的には次回で最後になる可能性が高いので、本日出せなかった意見は事務局へメール等でお送りいただき、それをふまえて、より完成度の高い案を作成し、議論していただくことになる。

事務局： 次回の日程は、7月29日の水曜日、午後6時半からでお願いしたい。追加意見の締切は6月17日の水曜日までをお願いしたい。

2号委員： ここで出された意見で明らかに否決されてない意見についてはできるだけ反映した案を出していただきたい。前回の意見についての回答・今後の対応がこれでいいのかどうかも確認しておく必要がある。

会 長： 本日はそこまで触れられなかったが、今回の資料4の意見に対する回答に対して疑義があれば、追加意見とともに6月17日までに出していただきたい。